

令和 7 年度第 2 回埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門
部会議事録

野崎部会長 これから第 2 回埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。まず委員の出席状況について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 ただいま公益代表委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名にご出席いただいております。

よって、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により本審議は有効に成立していることを報告いたします。傍聴者はありません。

野崎部会長 本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は根岸委員、使用者側は加藤委員にお願いしたいと思います。

では資料の説明を事務局からお願いいたします。

専門監督官 本日の資料でございますが、資料 1 として、
特定最低賃金の審議について（ガイドライン）でございます。

こちらは令和 4 年の 3 月 4 日に埼玉地方最低賃金審議会本審の方で申し合わせられた特定最低賃金の審議についてのガイドラインでございます。

本日の資料は以上でございますが、1 点お伝えしたいことがございます。

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金については、平成 20 年度に全部改正の手続きを行い、以降、金額を一部改正してまいりました。

令和 5 年に日本標準産業分類が改正されたため、昨年特定最低賃金の件名等を改正する必要があるか確認したところ、平成 20 年に埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金を改正した際、官報で公示した内容に一部誤りがあったことが判明しました。

具体的には、適用する使用者の中で補助的経済活動とすべきところ、補助経済活動とした部分です。

この部分を正しい表記に直すため、本年度は金額のみの一部改正ではなく、全部改正として官報に公示する必要があります。

過去に誤った形で官報公示したことについて、委員の皆様にお詫び

申し上げるとともに、今年度の改正で正しい表記にすることについてご承認をいただきたくお願いいたします。以上でございます。

野崎部会長　　今ご説明がありましたのは平成20年の官報公示。本当は補助的経済活動の的の字が抜けていたと。確かに官報を見ると補助経済活動を行う云々となっているので、そういうご説明ということですね。

では委員の皆様に関しましてこれについて事務局からの説明の通りですので、今回の改正、補助経済活動というのを本来の補助的経済活動をするという修正についてよろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

野崎部会長　　では、承認されたということで、ありがとうございます。次にこの同種の特定最低賃金の他局の答申状況について分かっているならば事務局からご報告、教えてください。

賃金室長　　他局での情報は今のところ入っておりません。

野崎部会長　　それでは埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定審議に入ります。

終了時刻については十分審議を行っていただくことは当然ですが、正午を終了めどに円滑な審議に格段のご協力をお願いします。

協議形式は例年、全体協議からスタートして調整が必要となったら適宜休会という形で進め方をしておりますが、今年も例年どおりの進め方でまずよろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

野崎部会長　　では今申し上げたように全体協議から始めます。

審議に臨む方針については、第1回専門部会で労使双方から書面が提出されました。その内容について改め確認するとともに、合同専門部会で提出された相手方の意見等を踏まえて検討した結果などがあれば併せてお聞かせいただきたいと思います。

では初めに労側の委員からお願いします。

根岸委員　　では私の方から労働側の主張のポイントということでお伝えをさせ

ていただきたいと思います。

詳細な部分につきましては既に提出をさせていただいておる労働側の主張ということで記載がありますけれども、本日については、その内容をポイントに絞ってお伝えをさせていただきたいと思います。

まず、労働側の主張のポイントについては5点申し上げたいと思います。

1点目でありますけれども、生活防衛と最低賃金の社会的な役割について申し上げたいと思います。

現在物価上昇が続いている中、最低賃金は生活水準を維持するための最後のセーフティーネットということでありまして、地域別最低賃金が存在しているということでありますが、特定最低賃金におきましては、当該産業で働く労働者の生活の安定を保障して、人材確保、産業の持続可能性を担保する役割を持つというふうに認識してございます。

2点目につきましては、他産業地域の賃金水準との均衡であります。他の特定最低賃金の設定業種、地域との賃金格差を是正し、産業間の人材流出を防止する役割があるというふうに考えております。

また、埼玉県内の地域間の格差を是正することで同一地域の公正な競争を確保する、そんな役割があるというふうに認識してございます。

3点目は鉱工業生産指数の変動の読み方についてであります。短期的な指数の低下はございますけれども、2025年の1～3月期には回復の兆しが一部示されておりまして、将来的な経営改善も期待されるところであります。

また、賃金抑制一辺倒の経営施策では人材確保が難しくなり、中長期的な経営基盤が弱体するのではないかとというふうに危惧しているところであります。

4点目につきましては、労使協定の実績に基づく合理性であります。

既に締結済みの労使協定は平均の賃上げ額で108円の上昇が実績としてあるところであります。

また、労使間の合意の水準から見ても、今回これから主張する内容については過剰な要求ではないというふうに考えているところであります。

そして適用労働者の大多数が労使協定の範囲内、という内容であります。県内の適用労働者2440人のうち2035人が労使協定の適用対象でありまして、労使協定水準の引上げが産業全体の体制を反映しているものというふうに認識してございます。

以上5点を踏まえた中で、今年度春闘をはじめとした労使協議の中で各企業労使の最低賃金の引上げ額の決着の平均が108円の増加だったことを踏まえると、本来108円の引上げを要求するところではありますが、引上げ上限額が1189円であることから、75円の引上げが必要だと労働側としては考えているところであります。

労側の主張としては、以上となります。

野崎部会長 最低賃金の意義で生活防衛的なのと、他の産業とか地域との均衡と、鉱工業指数の読み方と、労使協定の合理性、あと一つはなんでしたっけ。

根岸委員 適用労働者の大多数が労使協定の範囲内になります。

野崎部会長 わかりました。では使用者側からお願いします。

加藤委員 使用者側委員の加藤でございます。

前回、提出しました使用者側の方針に補足的な説明も含めて追加で説明させていただきます。

まず、企業を取り巻く環境です。トランプ関税が一段落をしたとはいえ、まだまだ関税の価格転嫁が本当にできるのか、それによってアメリカ国内の販売需要は減っていくのか、というようなことが不透明であります。また価格転嫁ができない場合、企業の方で吸収するということになると、その体力がどんどん減っていった収益も落ちていくことが予測され、将来的な動向については厳しい不透明な状況にあると思っております。特に、国内の需要よりも海外の需要に依存している企業には大きな影響を及ぼす可能性があるかと懸念をしているところでございます。

このことは前回会議の資料14の、特定最賃を巡る経済環境等でいろいろ数字を出していただいております。

この2ページ目に、業況判断があります。

これは日銀で出している全国企業短期経済観測調査、日銀の短観ですけれどもこの中の、全産業を見ましても、6月が10でしたが、9月は5ということで半減しており、先行きが不透明ということが示されております。

その2つ下の製造業の光学機械機器のレンズを含む業務用機械で見ましても、3月から減ってきているのですが、6月の17に比べ9月

は13と4ポイント減となっており、これを見ても先行き不透明な状況が明らかになっています。

ちょうどそのページの右下にあるぶぎん地域経済研究所の埼玉県の企業の経営動向調査、業況判断BSIを見ましても、製造業がいくつかの業種に分かれておりますけれども、一番下の精密機械等を見ましても、2025年4～6月期がマイナス100でしたけれども、それが7～9月期になりますとマイナス50ということで少しは良くなっていますが、まだマイナス圏ということで、まだまだ厳しい状況が続いています。

さらにその次のページ3ページの財務省が出している企業業績動向、四半期別法人企業統計調査ですけれども、これは、全規模と中小規模が左右に各期別に分かれて示されております。2025年を見てみましても、全産業売上高は全規模では4.3ですけども中小規模では0.8と中小とそれ以外では企業業績に差があります。

それからその下の製造業で見ますと、例えば業務用機械の売上高は0.6、0.5ということで横並びのイメージではありますけれども、営業利益を見ますと、前期10～12月期が16.3だったのが、2025年1～3月期はマイナス15.2と大きく営業利益が減っています。

売上利益がないということは、賃上げ原資が厳しいということを示していると言えるかと思います。

さらにその次のページをご覧くださいますと、使用者側の方針でもお示しました、埼玉県鉱工業生産指数があります。こちらは埼玉県総務部統計課が出しているものですが、一番右の業務用機械工業（光学機械器具等）を見ますと、令和6年10月から12月期はかっこ内が前年比ですがマイナス10.8、それが令和7年1月～3月期はプラス1.6で、生産量は若干好転しているということが言えようかと思います。ただその下の通年で見ますと、令和5年と比較して令和6年はマイナス22.6ということで、通年で見ると生産量はかなり落ちていると言えると思います。

景気動向を申し上げましたけれども、これはデータに基づいてしっかりと議論していくために数字で申し上げました。

使用者側の主張ですけれども、やはり企業の支払い能力をしっかりと見て、その中で企業が持続できる状況の中で、賃上げをさせていただきたいと思っております。

生産なくして売上なし、売上なくして利益なしということですので、

鉱工業生産指数を重視していきたいと思っております。

今見ていただいている鉱工業生産指数の一番直近の令和7年1月期から3月期のプラス1.6がありますけれども、今後もこの良い状況が維持され、従業員への配分に使えるというふうに考えまして、昨年の特定最低賃金の引き上げ額50円の1.6%増ということで1.016をかけました50.8円、切り上げて51円を使用者側として提示させていただきたい。

昨年に比べて鉱工業生産指数の1.6増を加味したということです。以上です。

野崎部会長

ではご主張も当然違いますし、金額については、労側が75円、使側が51円ということで24円ですかね。ご主張の金額に差がありますので、先ほど申し上げた通り、全体審議を一時休止しまして、休会中にそれぞれ歩み寄りについてのご検討をお願いしたいと思います。

その間に労働者側、使用者側両者と私たち公益との協議も行いたいと思います。そのような形を取った上で取りまとめに向けて歩み寄りの協議をよろしく願います。

ではまず事務局から控室の場所をご案内していただいて協議をしていただいて、こちらから呼ぶ形にしましょうかね、呼びますので、公益との個別協議もさせていただきたいと思います。では一時休止します。

(休会)

野崎部会長

個別協議を2回ないし3回重ねさせていただきましたけれども、なかなか開きがありますので、これからまた全体会議をさせていただきたいと思います。

各々のご主張は私たち公益委員として各々お伝えしているのですが、当初のご主張は両者聞いているとおりです。その後の個別協議についてはまず労側としては、そもそも75円というのは維持したいというか、それが妥当適当なのだけれども、最終的に全会一致、または使側の意見を聞いた上で譲歩するにしても金額的なことと言うと65円と。一つの根拠は最賃の方が1078円から上げたのが5.8%程度なので、それを特定賃金の1114円にやると65円になるので、それはやはり最低の主張として維持したいと。

使側の方はそれに対して当初の主張の通りなのですが、やはり特定

最低賃金を含めても物価上昇率というのは当然考慮しなくちゃいけないということを念頭に置いていただいて、物価上昇率ないしは地賃の63円を上げたということも考慮して考えると。ただ全国の物価上昇率に対して埼玉はやはり低いということを考慮すると、最賃の方が63円を上げたといっても、それに、4%から場合によっては6%とおっしゃいましたけれども、低減したような形で考えるべきだと63円かける例えば0.96をかけますと60.48になって、それを四捨五入ではなくて丸める形で61円というご主張で、今4円の開きがあるという形になります。

今の私の大雑把なまとめも含めて何か補足というか、現時点でのご主張がまず労側にあれば。

根岸委員

それでは今、数字的な部分については部会長がおっしゃっていた通りでありますけれども、主張としましては2点ほどございます。冒頭に使用者側の委員の方からお話がありました価格転嫁の部分でありますけれども、この部分につきましては相当厳しいというようなお話もありました。

ただし、やはり、国や自治体が補助制度、それから価格転嫁のガイドラインという部分があるものですから、さらに有効に使える支援策、こういった部分も進んでいるように聞いているところでありますので、最低賃金を引き上げることで産業全体の健全な発展を促すという観点からもぜひそういった部分を活用いただきながらお願いしたいということ。

加えまして、賃金の引き上げそのものについては働く者の購買力を高めて地域の経済活性化にもつながるという部分もありますので、ぜひその支援策と併用しながらですね、賃上げの原資を確保していただきたいということでもあります。

もう一点の主張は人材確保と技能の継承の視点であります。

こちらにつきましては時計レンズ関連産業については高度な技能、それから熟練を必要とする産業でありますので、賃金が低ければ若年層や後継者の確保が困難であるというふうに考えております。

将来の産業の持続のために、適正な賃金水準の確保が不可欠だということでありまして、そういった考えをまとめて地賃の引上げ率よりも下がるという部分については、その部分が担保できないであろうということで、5.84%を主張させていただいたということでもありますので、補足とさせていただきます。以上です

野崎部会長 使用者側からお願いいたします。

加藤委員 光学機器関連産業が埼玉県として非常に重要な産業分野であると認識を十分しているところであります。

先ほど、人材の確保も難しくなるだろうという話もありましたが、確かにその通りだと思います。また、あまり賃金が低いと大切に育てていた社員が流出してしまうとか、あるいは転職してしまうとかいろんなことが発生する可能性がありますので、十分その点については配慮しなければならないと思っています。

その意味では、労働側から最初の方針で出されました、消費者物価の関係は十分配慮しなくちゃいけないと思っています。

ただ、そうは言っても、事業の継続性というのもありますので、消費者物価を十分飲み込める部分でお話をさせていただいたところです。

購買力についても、地域の最低賃金で担保されるのかな、というふうに思っている部分もあります。

しかしながら、実賃賃金が減となってしまいますと、人材確保の点で難が出てくると思いますので、その辺については十分配慮し、埼玉の特性も加味したものにする必要があると思います。以上です。

野崎部会長 では今の労使のご意見を踏まえてまた個別協議をさせていただきたいと思います。労側からでいいですか。

(休会)

野崎部会長 それでは全体会議を再開いたします。

労使確認の円滑な取りまとめにご協力いただき感謝申し上げます。

公労、公使の個別協議を4、5回やらせていただきましたけれども、労働者側としては、今日の全体会議の冒頭でお話した5つの要素から当初75円の上昇、上げ幅が妥当だというご主張で、その後、使側からの意見等も考慮していただいて、金額は検討していただいておりますけれども、それでもやはり地賃の63円その地賃の上昇率は5.8%でありますので、そうすると65円程度になりますが、その金額の賃金の上昇は妥当であり、主張であるというようなご主張をいただいて、その発効日についてもご意見をいただいているところです。

一方、使用者側からは、これも今日の全体会議の冒頭でありました

ように3つないし4つトランプ関税やあとは日銀・ぶぎん・財務省の統計を見てもなかなか先行き景気上昇に不安があるし、そう考えるとなかなか大幅な賃金の上昇は難しいというようなご意見もあって、前年度等の上げ幅を参考にして1.6%を上げた51円程度の上昇が妥当であり、それは根拠があるのだというご主張で、その後、やはり物価上昇率についてもやはり労働者の生活ということを考えると考慮しなくてはならないというようなお考えも示されて、51円にいい意味で固執せずに、物価上昇率や地賃の金額の上昇率や額も考慮していただいて譲歩をいただいているというのが、現代の状況ということになります。

簡単なまとめですが、これからは最終的な金額の提示とその金額というのを考え方を改めて労使双方から伺いたいと思いますので、まず労働者側からお願いいたします。

根岸委員

これまで主張した部分についてはそのとおりでございますが、ただやはり、あの全会一致で考えるというところからしますと労働者側としましては、今年地賃の額で下回るという部分については考えられないというところもあります。

特賃の近傍で働く労働者にとっても物価上昇局面であることが同様である観点から、63円以下は考えられないということで、63円を指定したいと思います。以上です。

野崎部会長

使用者側お願いします。

加藤委員

先ほどお話ししましたが、特賃については労使のイニシアチブで決めるということもありますので、いろいろ検討させていただきました。

中央から出されております目安の金額は、実質賃金が減らないようにということがだいぶ配慮されているようでございます。

そのことが結果的には、大切に育ててきた社員を外に出さないというふうに繋がるというふうに思っておりますので、今一度、その意味から検討を行いました。

本県の地域性を踏まえた、消費者物価の上昇分をきちんと飲み込めるようなものにしたいということがありますので、第1回合同会議資料の中の資料14、頻繁に購入する品目を含む中分類の中に、全国のデータ6.3とさいたま市5.7というのがありますけれども、さいたま市に住んでいて、仕事をされている方も十分な物価上昇を吸収で

きるということで、さいたま市の5.7%を採用することにして昨年の光学機器の最低金額が1114円に物価上昇率1.057をかけますと1177円という形になります。上げ幅としては63円という形を提示いたします。

適用日についても、準備期間については十分配慮されているということもありますので、こちらの方でも労使のイニシアチブで決めるという点から了解としたいと思っております。以上です。

野崎部会長 発効日は令和7年12月1日ということですね。

加藤委員 はい。

野崎部会長 それでは令和7年度の埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造最低賃金は引上げ額63円、引上げ率5.66%の1177円。

発効日は令和7年12月1日とするということでは決断に至ったということで労使ともよろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。

令和7年度の埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金は時間額1177円。

発行日令和7年12月1日とすることについて賛成する委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

野崎部会長 全会一致で議決したものと認めます。
それでは部会長報告書案を配布していただけますか。

賃金室長 準備しますので少々お待ちください。

野崎部会長 みなさんのお手元に渡ったと思いますので、部会長報告書案について事務局から読み上げをお願いします。

専門監督官 読み上げます。
令和7年9月16日
埼玉地方最低賃金審議会
会長福田素生殿

埼玉地方最低賃金審議会

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門
部会

部会長野崎正

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改
正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月8日、埼玉地方最低賃金審議会におい
て付託された埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最
低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ね、別紙のと通りの
結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりであ
る。

記

公益代表委員鈴木奈穂美

野崎正

結城剛志

労働者代表委員新井博

江郷俊太

根岸朋宏

使用者代表委員加藤和男

黒澤伸介

徳田彰男

(五十音順)

別紙

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金を次
のとおり改正決定すること。

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金

1 適用する地域

埼玉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造
業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純
粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械
器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限
る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ清掃又は片付けの業務

ロ手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 177 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日

以上でございます。

野崎部会長 ただいま、事務局から部会長報告案を読み上げていただきました。
原案のとおりでよろしいでしょうか。

江郷委員 誤字であるか確認ですが、別紙の3(2)の技能習得中のものの「も
の」は、ひらがなのか者なのか。

賃金室長 ここはひらがなで良いです。

野崎部会長 原案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

野崎部会長 では、原案の通り、部会長報告書が承認されましたので、案を消し
ていただき、提出いたします。

本専門部会が全会一致で議決した場合、最低賃金審議会令第6条第
5項に基づき本審の議決とすることがあらかじめ議決されていますの
で、事務局は答申案を準備して配布してください。

それでは今度は事務局の方からこの案を消したものの読み上げをお
願いします。

専門監督官 読み上げます。
令和7年9月16日

埼玉労働局長
片淵仁文殿
埼玉地方最低賃金審議会
会長福田素生

特定最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月31日付け埼労発基 0731 第1号をもって諮問のあった下記の特定最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

記

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第5号）

別紙については、先ほどの部会長報告書になります。

以上でございます。

野崎部会長 今、読み上げていただきました答申案について、この原案の通りでよろしいでしょうか。

（異議なし、の声あり）

野崎部会長 原案の通り承認されましたので、上の真ん中の案を消していただき、これを答申することといたします。

労働基準部長 ただいま答申いただきました。

特定最賃の改正につきましては、埼玉では昨年初めて異議の申し出がございました。

これは全国的にも非常に珍しいケースで、それだけ県民の皆様の関心が非常に高かったからだと思っております。

それから、昨年までは5つの特定最賃改正につきまして、各専門部会の報告を受けて本審で一括して答申をいただいております。

今年度は今まで以上に慎重な審議をしていただき、部会の日程を確保するために、部会で全会一致による議決の場合はそのまま本審の議決とするという規定を適用し、本審の開催を省略する方法を採用してございます。

労使の皆様には真摯にご協力いただき、また公益委員の皆様方には全会一致で部会報告を取りまとめいただき、改めて感謝を申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

野崎部会長 今日の専門会については1が終わりました2、その他になりますが、その他についてまず委員の先生方から何かご意見がありますか。
では、今後の予定について事務局の方からご説明いただきたいと思います。

賃金室長 本日答申をいただきましたので、この後、異議申し出の公示を行います。
公示期間は令和7年10月1日水曜日までといたしまして、異議申し出があった場合は10月16日木曜日に本審で異議審を開催いたします。
異議申し出がなかった場合は本日答申いただいた内容を官報に公示するための事務手続きを進めてまいります。

野崎部会長 以上をもちまして、本日の第2回埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会を閉会いたします。お疲れ様でした。